## (広報広聴課 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和6年11月22日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名 めじろん着ぐるみ製作委託業務
  - (2) 契約期間契約締結日から令和7年3月31日(月)まで
  - (3) 納品場所 大分県企画振興部広報広聴課
- 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県企画振興部広報広聴課(本館3階) 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2096
- 3 契約条項を示す場所及び日時

大分県庁ホームページ及び大分県共同利用電子入札システム(以下「電子入札システム」という)上に令和6年11月29日(金)13時00分まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

4 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行い、紙による入札は認めないものとする。また、入 札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札システム運用基準によ る。

5 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者 に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この業務に係る仕様書に基づき、物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。
- (4) この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置

を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入 契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非 難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 使用言語 日本語
  - (2) 通 貨 日本国通貨
- 7 電子入札システムによる入札参加申請期限 令和6年11月27日(水)17時00分
- 8 電子入札システムによる入札金額の入力期限 令和6年11月29日(金)13時00分
- 9 電子入札システムによる開札予定日時 令和6年11月29日(金)14時00分
- 10 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号)第167条の8第4項に規定により再入札を行う。この場合において、再入札に ついては、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により、入札保証金の全部を免除する。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第5条第3項第9号の規定により、契約保証金の全部を免除する。

13 最低制限価格に関する事項 設定しない。

## 14 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、入 札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札 に参加することができない場合がある。

## 15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムに おいて、電子くじによる落札者決定を行う。